

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース における検討の進め方(事務局提案)

1. 各論点について「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース(以下「タスク・フォース」という。)構成員の意見を踏まえた方向性

(1) 検討の対象となる研究目的及び検討の優先順位について

- まずは、「生殖補助医療研究目的」について検討を進めることとしてはどうか。
- その後、「「遺伝性疾患(先天性)の新たな治療法(予防法)の開発に資する研究」の場合」及び「「疾患(がん等)に関連する新しい治療法(予防法)の開発に資する研究」の場合」等について検討を行うこととしてはどうか。

(2) 対象とするヒト受精胚の種類について

- まずは、「ヒト受精胚へのゲノム編集技術を用いる研究について(中間まとめ)」で規定された「余剰胚」※を対象に検討を進めることとしてはどうか。
- 「新規に作成された受精胚」については、「余剰胚」※を用いた研究の成果を見ながら検討を行うこととしてはどうか。

(3) 具体的な制度的枠組みについて

- まずは、「指針」の策定を前提に検討を進めてはどうか。

2. 上記を踏まえたタスク・フォースにおける検討の進め方

- (1) 先ずは、「生殖補助医療研究」を目的とした、「余剰胚」※を用いた研究を対象とする指針を整備することを前提に、当該指針作成に必要となる「対象となるゲノム編集技術等の範囲」、「倫理審査体制」等について検討を進めることとしてはどうか。

- (2) その後、「「遺伝性疾患(先天性)の新たな治療法(予防法)の開発に資する研究」(先天性の難病含む)の場合」及び「「疾患(がん等)に関連する新しい治療法(予防法)の開発に資する研究」の場合」について、生命倫理専門調査会において対象となる疾患の検討の結果に基づき、TFにおいて引き続き検討を進めることとしてはどうか。

3. 国民を巻き込んだ議論等について

また、前項(1)、(2)の検討にあたっては、「「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)」(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員)等を参考に、国民を巻き込んだ、TF等での議論を行うとともに、研究の進め方について検討してはどうか。

※「余剰胚」:「ヒトES細胞の樹立に関する指針」(平成26年文部科学省・厚生労働省)より抜粋

第七条 第一種樹立の用に供されるヒト受精胚は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 生殖補助医療に用いる目的で作成されたヒト受精胚であって、当該目的に用いる予定がないもののうち、提供する者による当該ヒト受精胚を滅失させることについての意思が確認されているものであること。
- 二 ヒトES細胞の樹立の用に供されることについて、適切なインフォームド・コンセントを受けたものであること。
- 三 凍結保存されているものであること。
- 四 受精後十四日以内(凍結保存されている期間を除く。)のものであること。